令和8年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導
【報酬算定に係る留意事項通知等について】

障害児通所系　編
（児童発達支援、放課後等デイサービス、
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

令和8年11月

明石市福祉局生活支援室障害福祉課

明石市障害福祉課です。
令和８年度の指定障害福祉サービス事業者等集団指導をはじめます。
対象は障害児通所系です。
報酬算定に関する留意事項通知について説明します。

【目次】

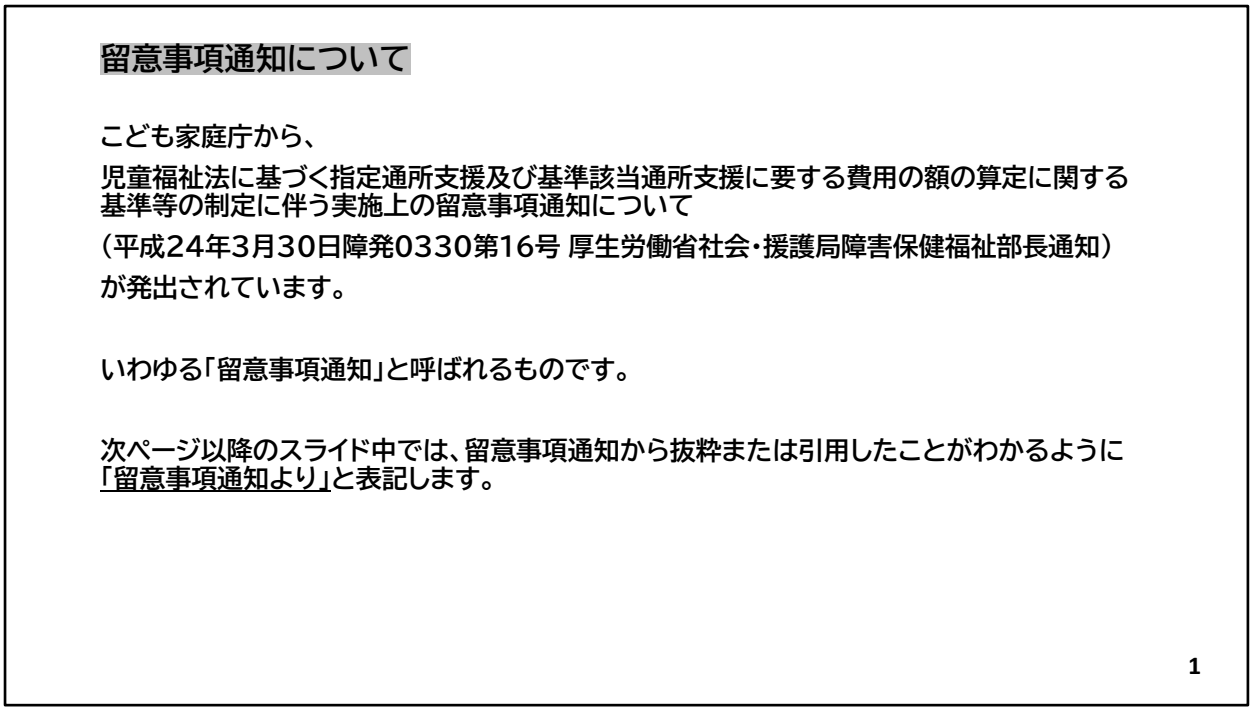
各章の内容	スライド数
①加算要件の「専従」について 児童指導員等加配加算の「専従」の取扱い	3～6
②加算要件の「児童福祉事業」の実務経験について 児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の取扱い	7～8
③児童指導員として資格を得る場合の「児童福祉事業」の実務経験（2年or3年）について	9
④加算要件の「実務経験5年以上」について 児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の起算日の違い	10
⑤放課後等デイサービスの「個別サポート加算（Ⅰ）」について	11～21

各章の内容です。特に間違いやすいポイントやご質問の多いポイントに絞った内容で構成しています。スライド数は、各スライドの右下に書かれています。

【目次つづき】

各章の内容	スライド数
⑥基本報酬算定の時間区分	22～43
⑦欠席時対応加算	44～46
⑧専門的支援実施加算	47～48
⑨通所自立支援加算	49
⑩支援プログラム未公表減算	50～51
⑪自己評価結果等公表減算	52

なお、時間の都合上、スライドに書かれている文章すべてを読み上げることはしません。必要に応じて動画の停止ボタンを押しながら確認するようにしてください。



こども家庭庁から留意事項通知というものが出ています。
各加算について、算定するために必要なことや注意すべきことが列挙されています。
障害福祉課に対し、お電話や窓口でご質問をいただくと、まず最初にこども家庭庁の留意事項通知をご覧になられたかどうかの確認をさせていただいています。
理由としてはわれわれ障害福祉課もこの留意事項通知を拠り所としているからです。
各事業所におかれましても、ご質問いただく前にまずは留意事項通知に知りたいことが書かれていないかどうかを確認いただくようお願いします。
難しい文章ではないので、ご質問前に必ず該当箇所を

見て、知りたい内容が書かれていないかどうか確認をお願いします。
こども家庭庁の掲載場所については最後の方のスライドにのせています。

Q＆Aについて

こども家庭庁から、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ＆A」が順次出されています。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ＆Aは現在、VOL.1～6まで出されています。

VOL.1（令和6年3月29日）
VOL.2（令和6年4月12日）
VOL.3（令和6年5月 2日）
VOL.4（令和6年5月24日）
VOL.5（令和6年6月 6日）
VOL.6（令和6年7月 1日）

次ページ以降のスライド中では、QAから抜粋または引用した際の抜粋元・引用元がわかるように「QA　VOL.1」のように表記します。

なお令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ＆Aの令和6年5月17日事務連絡は「QA　VOL.1」以前のQ＆Aの内容を整理し、作成されたものです。「QA　5月17日」と表記します。

2

よくある質問について、こども家庭庁からQAというものが出ています。
資料の次のページ以降でも参考にしたQAの問何番、というのが沢山出てきます。どのQAを引用したかが分かるように例えば「QA　ボリュームいち」と右上に書いていますので参考にしてください。
こちらも留意事項通知と同様、ご質問いただく前にQAにも知りたいことが書かれていないかどうか確認をお願いします。留意事項通知とQAの両方を見たがどこにも書かれていなかったので質問したい、または書かれている内容について質問したいということでしたら障害福祉課の方で調べるという立場をとっております。

①加算要件の「専従」について
児童指導員等加配加算の「専従」の取扱い

QA VOL.3

（児童指導員等加配加算）
問５　一体的に行う多機能型事業所において、同一の従業者が両事業に従事する場合、児童指導員等加配加算における「専従」要件の取扱い如何。

（答）
○　本加算における「常勤・専従」の区分については、当該加算の対象となる従業者が、原則として当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している場合であって、児童発達支援又は放課後等デイサービスに勤務する時間帯において、当該事業以外の職務に従事しない者により、常時見守りが必要な障害児に対する支援の強化を図ることを評価しているものである。

3

本編に入ります。
「専従」の考え方について、児童指導員等加配加算のQAが出されています。
スライドにある問5は全部で3スライドに分かれています。
すべて目を通すようにしてください。

○　２つ以上の事業を一体的に行う多機能型事業所での取り扱いは以下のとおり。

①　児童発達支援及び放課後等デイサービスを一体的に行う場合（主として重症心身障害児を通わせる事業所を含む）において、両事業を通じて本加算の算定に当たって配置すべき従業者として配置されている同一の従業者は、両事業を通じて本加算で求められる職務のみに従事しているため、「専従」とする。

②　児童発達支援又は放課後等デイサービス（通所系）と保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援（訪問系）を一体的に行う場合において、両事業を通じて配置されている同一の従業者は、事業所から離れて訪問支援を行うこととなるため、「専従」とはしない。

③　児童発達支援又は放課後等デイサービスと生活介護等の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合において、両事業を通じて配置されている同一の従業者は、障害児通所支援以外の職務に従事することとなるため、「専従」とはしない。

4

専従とはならないケースが書かれていますのでご確認ください。

【多機能型事業所において同一従業者が複数事業を兼務する場合の本加算の「専従」要件の取扱い】

	児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	障害福祉サービス事業
児童発達支援		○	×	×	×
放課後等デイサービス	○		×	×	×
居宅訪問型児童発達支援	×	×		×	×
保育所等訪問支援	×	×	×		×
障害福祉サービス事業	×	×	×	×	

※　児童発達支援及び放課後等デイサービスは、主として重症心身障害児を通わせる事業所を含む。

×＝専従とはならないが当該サービスの勤務時間について、当該サービスの「常勤換算」に参入できる

5

例えば保育所等訪問支援を兼務している場合、専従になりません。
常勤換算として勤務時間を参入できます。

QA VOL.3

（児童指導員等加配加算）
問６　本加算の算定に当たって加配する人員が管理者と児童指導員を兼務している場合、「常勤・専従」の区分での算定が可能か。

（答）
○　本加算は、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めた、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる全ての職種を配置した上で、当該員数に加えて児童指導員等を１以上加配した場合に算定するものであり、管理者と児童指導員を兼務している者については、本加算が求める「専従」を満たさない。

1人で加算は取れません。

6

管理者と兼務している場合も、この職員１人で児童指導員等加配加算を取ることはできません。

②加算要件の「児童福祉事業」の実務経験について
**　児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の取扱い**

QA VOL.1

（児童指導員等加配加算）
問 12　児童福祉事業の経験年数について、児童福祉事業の範囲を明らかにされたい。幼稚園や認定こども園の経験は入るのか。また、今回特別支援学校免許取得者が「児童指導員等」に追加されたが、学校の経験は入るのか。

（答）
○　児童指導員等加配加算における「児童福祉事業に従事した経験」については、児童福祉法に規定された各種事業（※）での経験に加え、幼稚園（特別支援学校に限らない）、特別支援学校、特別支援学級又は通級での指導における教育の経験を含むものとする。

7

次に、児童福祉事業の実務経験についてです。基準職員における児童福祉事業の考え方と、加算における児童福祉事業の考え方があるかと思います。まずは加算の方から説明します。
児童指導員等加配加算についてまずご確認ください。

QA VOL.1

（専門的支援体制加算）
問 15　専門的支援体制加算で保育士及び児童指導員に求められている経験年数における「児童福祉事業」は、児童指導員等加配加算における「児童福祉事業」と同じで良いか。教育の経験は含まれるか。

（答）
○　専門的支援体制加算における「児童福祉事業」に従事した経験年数については、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における教育の経験は含まれない。なお、幼稚園（特別支援学校に限らない）は含まれる。

「児童福祉事業」の実務経験について
特別支援学校・特別支援学級及び通級の扱いが異なる

児童指導員等加配加算　→　○実務経験に含まれる
専門的支援体制加算　→　×実務経験に含まれない

8

続いて専門的支援体制加算についてです。
児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算では、特別支援学校等の扱いが異なることに注意してください。

③児童指導員として資格を得る場合の「児童福祉事業」の実務経験（2年or3年）について

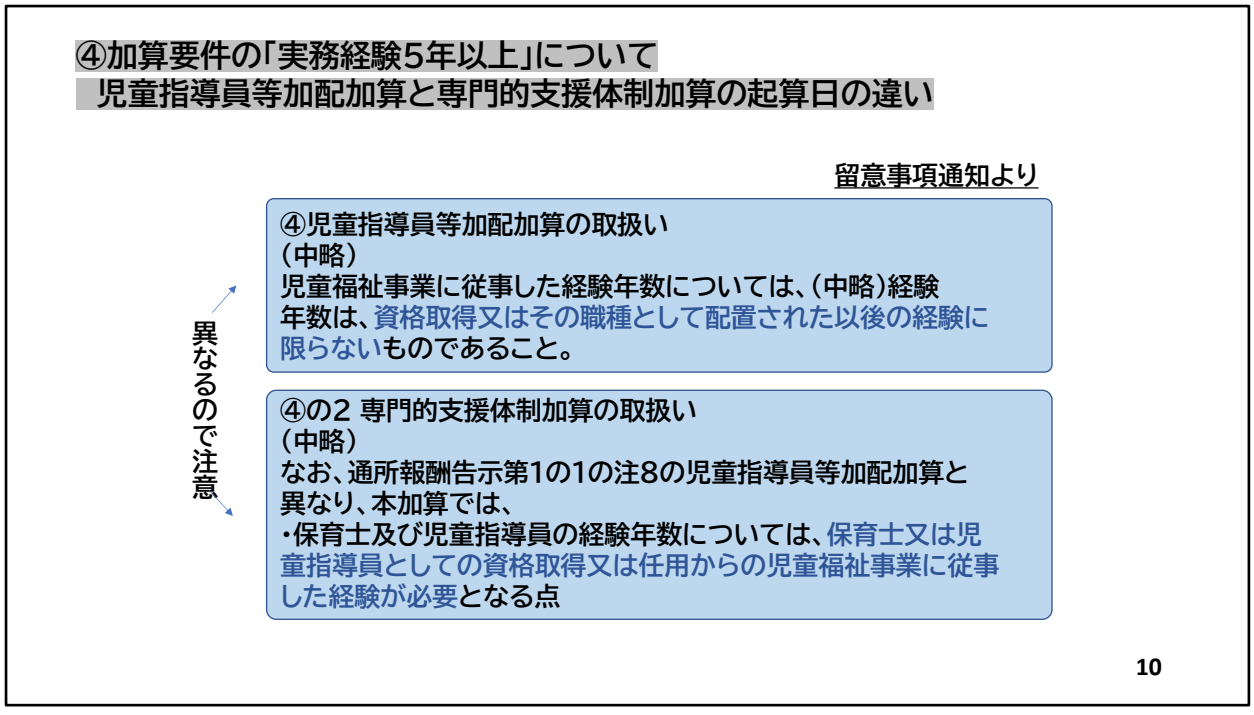
特別支援学校・特別支援学級及び通級の扱いは、「児童福祉事業」にあたらない
（下記の教員免許を有していない者が特別支援学校・特別支援学級および通級で勤務していても実務経験には含められない）

↓

ただし、
義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）の免許を有していれば、児童指導員として配置可能。

9

こちらは基準職員の児童指導員に関する児童福祉事業の考え方です。
確認しておいてください。



実務経験5年以上の考え方について、児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算では、スタート日の考え方が異なります。
特に専門的支援体制加算の方は注意してください。

⑤放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について

個別サポート加算（Ⅰ）

※令和6年4月より

（1）行動上の課題を有する就学児の場合（90単位）

↳ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者を配置し、研修修了者が放課後等デイサービスを行った場合（30単位）

（2）著しく重度の障害を有する就学児の場合（120単位）

11

ここからは放課後等デイサービスの個別サポート加算Ⅰについてです。
令和6年4月の法改正により、こちらの体系となっています。

⑤放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について

強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するため、令和6年4月から放課後等デイサービスのみ、個別サポート加算（Ⅰ）に対して新たに職員配置要件が設定されています。

※主として重症心身障害児 を通わせる事業所の基本報酬を算定している場合を除きます。

留意事項通知より

⑫の5 個別サポート加算（Ⅰ）の取扱い
通所報酬告示第3の7のイの個別サポート加算（Ⅰ）については、（中略）
通所報酬告示第3の7のイの（1）を算定する場合において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を配置（常勤換算に限らない単なる配置で可）し、当該研修修了者が本加算の対象児に指定放課後等デイサービスを行った場合、90単位に加え1日につき30単位を所定単位数に加算すること。

12

これまで個別サポート加算には、児童指導員等加配加算のようないわゆる職員配置要件はありませんでした。令和6年4月から、主として重症心身障害児を通わせる事業所を除き、放課後等デイサービスのみ職員配置要件を満たせば取れる報酬が新たに設定されています。要件について目を通しておいてください。

⑤放課後等デイサービスの個別サポート加算(Ⅰ)について

重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しも行われています。
※主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬を算定している場合を除きます。

この部分の全介助が3つ以上

就学児サポート調査表(従来と同様のもの)の①～④のうち全介助が3つ以上になる。

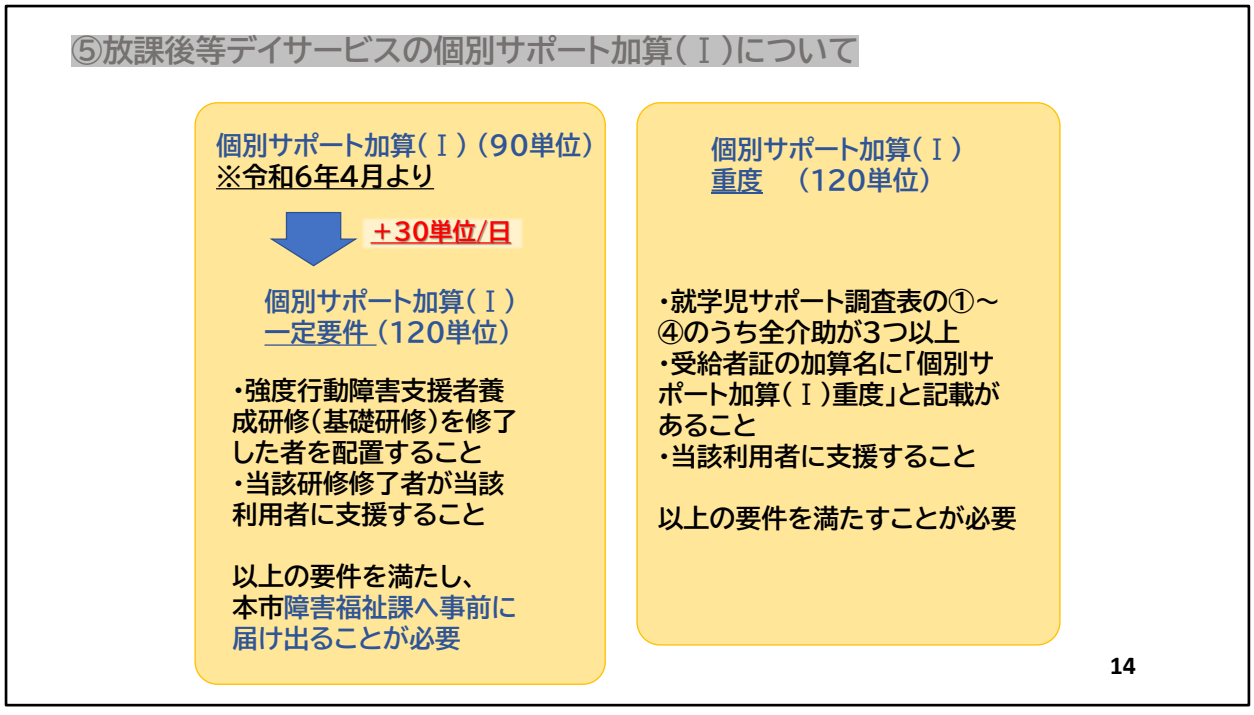
↓

利用者の更新月において
受給者証に加算名が
「個別サポート加算(Ⅰ)重度」
と記載される。

サポート調査　調査項目	判定結果欄 介助なし	一部介助	全介助	給付決定時調査項目との対応
① 食事				項目①
② 入浴				項目②
③ 排泄				項目③
④ 移動				項目④
	支援不要（0点）	支援が必要な場合がある（1点）	常に支援が必要（2点）	給付決定時調査項目との対応
⑤ コミュニケーション				項目⑩
⑥ 説明の理解				項目⑩
⑦ 大声・奇声を出す				項目⑤
⑧ 異食行動				項目⑥
⑨ 多動・行動停止				項目⑤
⑩ 不安定な行動				項目⑤
⑪ 自らを傷つける行為				項目⑦
⑫ 他人を傷つける行為				項目⑦
⑬ 不適切な行為				項目⑦
⑭ 突発的な行動				項目⑤
⑮ 過食・反すう等				項目⑥
⑯ てんかん				項目⑤
⑰ そううつ状態				項目⑧
⑱ 反復的行動				項目⑨
⑲ 対人面の不安[illegible]集団への不適応				項目⑩
⑳ 読み書き				項目⑪

13

また、職員配置要件とは別に、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しも行われています。利用児童が著しく重度の障害児である場合、受給者証に「個別サポート加算Ⅰ重度」と記載されます。



ここまでのスライドをまとめるとこのようになります。
なお、職員配置要件の報酬については報酬コードで「一定要件」とあらわされています。職員配置要件すなわち一定要件で算定したい場合は、障害福祉課へ事前に届け出ることが必要です。
あらためて目を通しておいてください。

⑤放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について

補足

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援を行った場合の30単位の加算について、事業所に強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者が児童発達支援管理責任者しかいない場合は算定不可です。

理由：
「当該研修修了者が本加算の対象児に指定放課後等デイサービスを行った場合」に算定できるものであり、児童発達支援管理責任者は直接処遇職員として従事することが想定されていないため。

15

いくつか補足をしておきます。
職員配置要件を満たしていると思っていても、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が児童発達支援管理責任者しかいないと、算定不可となるケースです。

⑤放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について

補足

なお別の加算である強度行動障害児支援加算については、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者が児童発達支援管理責任者しかいない場合でも算定は可能であることを申し添えます。

QA VOL.1

（強度行動障害児支援加算）
問 18　実践研修修了者や中核的人材研修修了者（※放課後等デイサービスのみ）について、常勤や常勤専従ではない単なる配置でも算定が可能か。また、管理者や児童発達支援管理責任者が実践研修修了者である場合に算定は可能か。

（答）
○　いずれも可能である。なお、実践研修修了者が児童発達支援管理責任者である場合、支援計画シート等に基づく強度行動障害を有する児への直接支援は別の者が行うことが必要であることに留意すること。

16

個別サポート加算についてではありませんが、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が児童発達支援管理責任者しかいなくても算定してよい加算のケースです。

補足

⑤放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援を行った場合の30単位の個別サポート加算（Ⅰ）について、強度行動障害児支援加算を算定している場合は算定不可となります。

２．放課後等デイサービス

QA VOL.2

（個別サポート加算（Ⅰ））

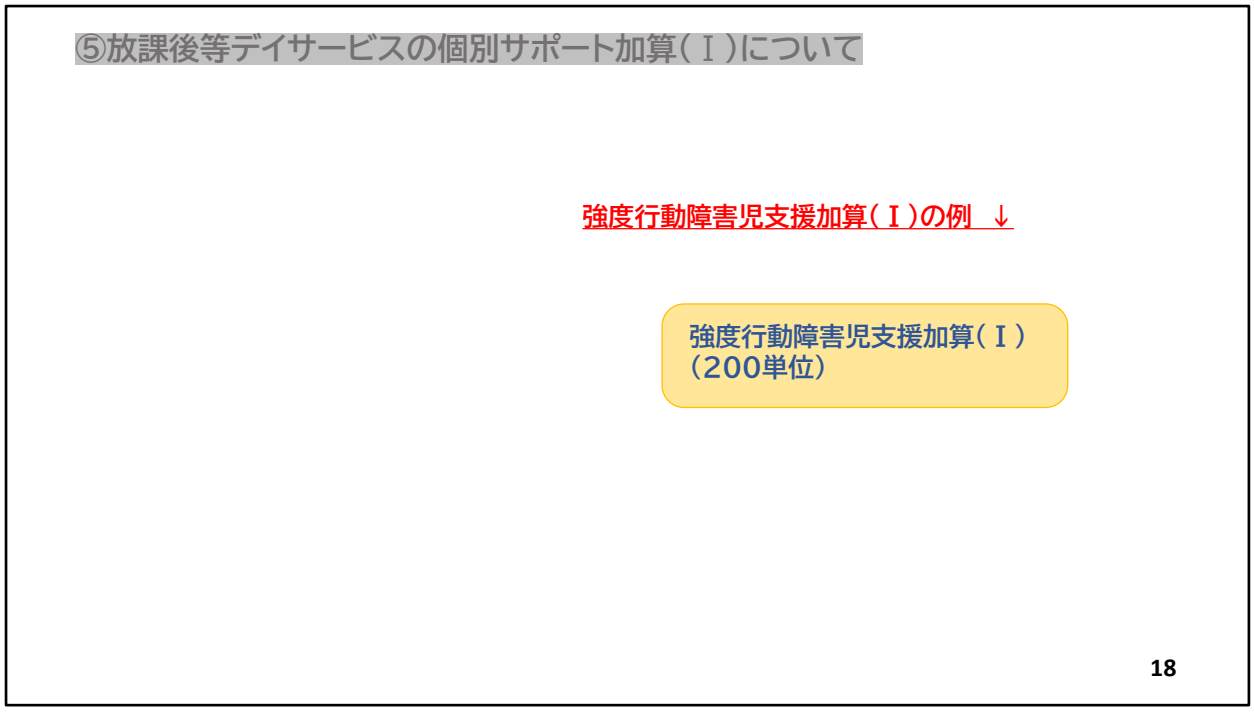
問７　本加算について、ケアニーズの高い障害児に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援を行った場合の３０単位の加算について、強度行動障害児支援加算を算定している場合にも算定可能か。

（答）

○　算定不可である。なお、個別サポート加算（Ⅰ）自体（ケアニーズの高い障害児（90 単位）、著しく重度の障害児（120 単位））は、強度行動障害児支援加算と併せて算定可能である。

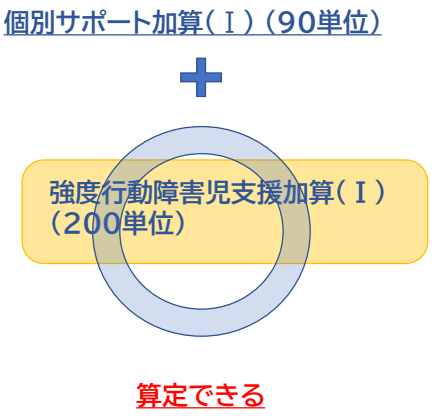
17

こちらは他の加算と組み合わせて取ることができないケースです。



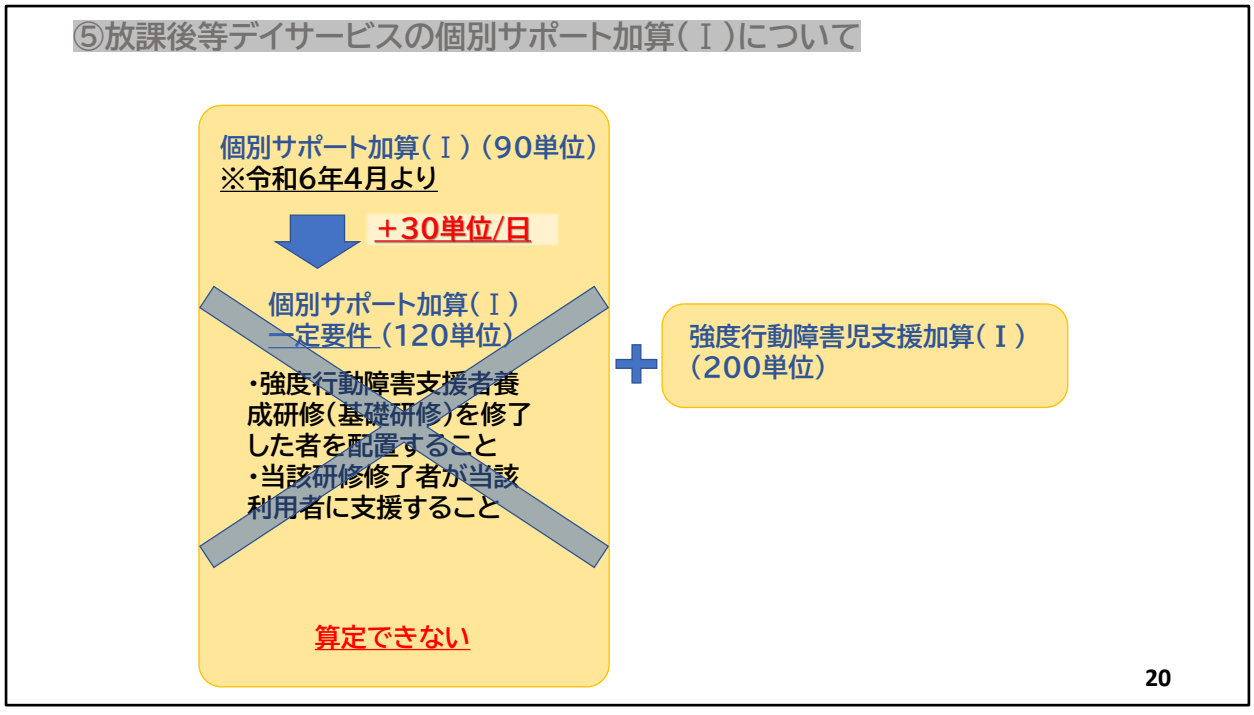
他の加算と組み合わせて取る場合は算定できる・できないの区別が複雑です。少しでも分かりやすくなるよう図にまとめてみました。
ご確認ください。
強度行動障害児支援加算（Ⅰ）を例にします。

⑤放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について

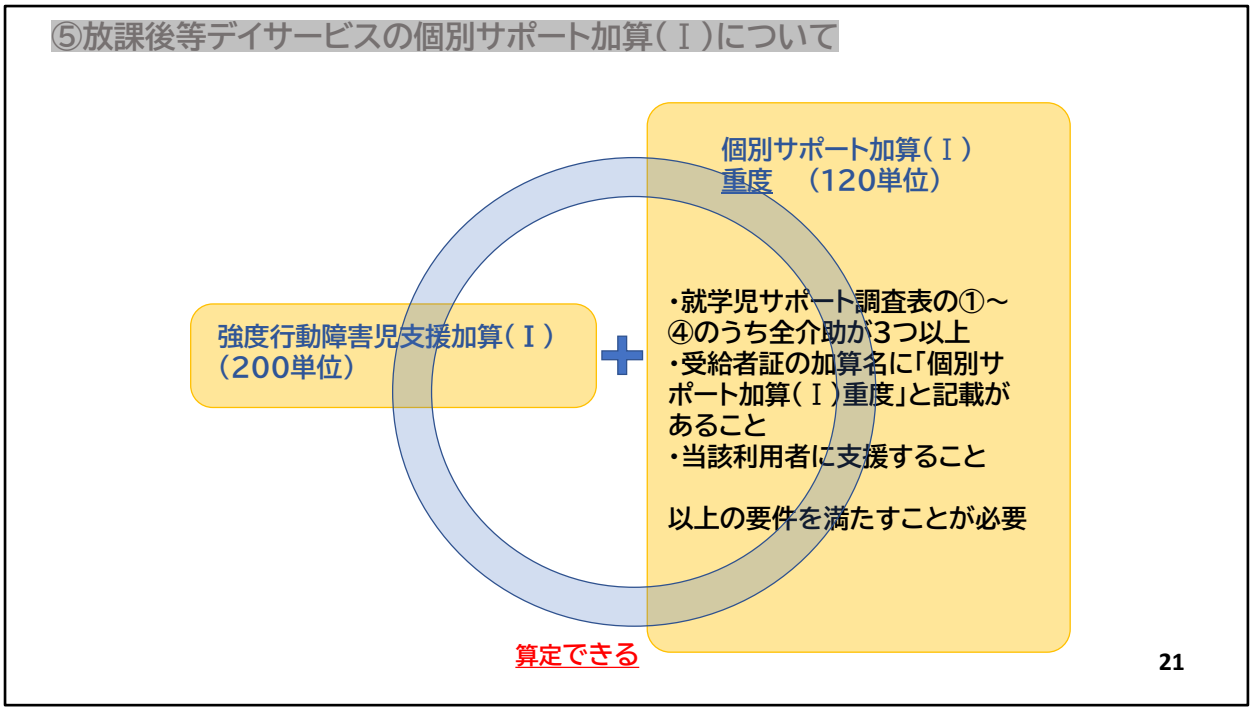


19

個別サポート加算（Ⅰ）と強度行動障害児支援加算（Ⅰ）を組み合わせる例です。



個別サポート加算（Ⅰ）一定要件と強度行動障害児支援加算（Ⅰ）を組み合わせる例です。これは算定できません。



個別サポート加算（Ⅰ）重度と強度行動障害児支援加算（Ⅰ）を組み合わせる例です。

⑥基本報酬算定の時間区分

支援時間の下限の設定や、時間区分による基本報酬の区分分けが設定されています。
※主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。

また支援の時間区分を個別支援計画に位置付けたうえでの延長支援加算の算定が可能です。

22

個別サポート加算については以上となります。ここからは時間区分の説明です。
この章での説明では、主として重症心身障害児を通わせる事業所は除く場合が多く、スライドに記載していますので、ご注意ください。
令和6年4月の法改正により、下回ってはいけない支援時間の設定や、支援時間の区分によって変わる基本報酬の設定がされています。
またそれに伴って、個別支援計画に時間区分を記載したうえで延長支援加算が取れることになりました。

⑥基本報酬算定の時間区分（児童発達支援）

基本報酬について、極めて短時間の支援（30 分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分があります。「個別支援計画参考様式」を活用し、個別支援計画に、個々の障害児の日々の支援に係る計画時間等を記載してください。

時間区分1「 30 分以上1時間 30 分以下」
時間区分2「1時間 30 分超3時間以下」
時間区分3「3時間超5時間以下」

支援時間が30 分未満の支援については、あらかじめ市と協議を行い、その必要性を市が認めた場合に、個別支援計画に具体的な必要性等を定めていることをもって可能とするものです。

23

児童発達支援と放課後等デイサービスで時間区分の扱いが異なりますので、ご注意ください。児童発達支援の方から説明します。
支援時間によって時間区分が1から3に分かれています。
時間区分を個別支援計画に必ず定める必要があります。
書き方はこども家庭庁が「個別支援計画参考様式」を出しています。掲載場所を最後の方のスライドにのせています。参考にしてください。

なお、30分未満の短時間の支援は原則、算定できません。

特別な事情がある場合には前もって障害福祉課への相談が必須です。障害福祉課が認め、個別支援計画に定めた場合に算定が可能です。

⑥基本報酬算定の時間区分（児童発達支援）つづき

延長支援加算
（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）

5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行うもの。「個別支援計画参考様式」を活用し、個別支援計画に個々の障害児の日々の延長支援時間等を記載してください。

延長支援加算の要件は以下のとおりです。

個別支援計画にあらかじめ位置づけている障害児について、発達支援を行う前後の時間帯において、延長支援を行った場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ算定するもの。

延長支援時間は、1時間以上で設定すること。
発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合においては、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定すること。なお、延長支援時間には、送迎時間は含まれないものであること。

24

延長支援加算についてです。
5時間を超える支援について、個別支援計画にあらかじめ定め、1時間以上の支援を行ったとき算定できるものです。必ず目を通しておいてください。

⑥基本報酬算定の時間区分（児童発達支援）つづき

延長支援加算の要件の続きです。

・支援の標準的な時間が5時間である障害児を通わせることとしていること。

・運営規定で定めるサービス提供時間が6時間以上であること
（開所時間減算なし）。

・延長支援を行う時間帯に職員を2（延長支援を行う障害児の数が
10 を超える場合にあっては、2に、障害児の数が 10 又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること。このうち1以上は指定通所基準の規定により配置すべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置していること。

なおサービス提供時間中は、指定通所基準の規定により配置
すべき職員を必要人数配置することが必要です。

25

その児童について個別支援計画に定める標準時間が5時間であることが必要です。さらに、事業所のサービス提供時間が6時間以上であることも満たしていなければいけません。
サービス提供時間外に延長支援を行う場合の配置すべき職員の数は、法改正前だと1人とされていましたが、2人以上に増えています。ご注意ください。
サービス提供時間中に延長支援を行う場合は、サービス提供時間中に配置すべきとされている基準職員を必ず配置してください。

⑥基本報酬算定の時間区分（放課後等デイサービス）

支援時間の下限の設定・時間区分の創設
（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）

基本報酬について、極めて短時間の支援（30 分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分があります。「個別支援計画参考様式」を活用し、個別支援計画に、個々の障害児の日々の支援に係る計画時間等を記載してください。

時間区分1「 30 分以上1時間 30 分以下」
時間区分2「1時間 30 分超3時間以下」
時間区分3「3時間超5時間以下」👈学校休業日のみ

なお放課後等デイサービスにおいては、時間区分3は学校休業日のみ適用対象となります。
学校休業日ではない日に時間区分3を算定することはできません。

26

次に放課後等デイサービスについてです。
支援時間によって時間区分が1から3に分かれています。
放課後等デイサービスでは、時間区分3は学校休業日のみ適用対象となります。学校休業日ではない日に時間区分3を算定することはできません。

⑥基本報酬算定の時間区分（放課後等デイサービス）つづき

（前ページのつづき）

支援時間が30 分未満の支援については、あらかじめ市と協議を行い、その必要性を市が認めた場合に、個別支援計画に具体的な必要性等を定めていることをもって可能とするものです。

27

なお、30分未満の短時間の支援は原則、算定できません。
特別な事情がある場合には前もって障害福祉課への相談が必須です。障害福祉課が認め、個別支援計画に定めた場合に算定が可能です。

⑥基本報酬算定の時間区分（放課後等デイサービス）つづき

延長支援加算
（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）

児童発達支援と同様ですが、要件の一部が児童発達支援と異なります。

＜要件＞
延長支援加算の算定が可能となる支援の標準的な時間は、平日3時間、学校休業日5時間となります。

28

延長支援加算についてです。
その児童について個別支援計画に定める標準時間が平日ならば3時間、学校休業日ならば5時間であることが必要です。

⑥基本報酬算定の時間区分（放課後等デイサービス）

延長支援加算
（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）

5時間（平日は3時間）を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行うもの。「個別支援計画参考様式」を活用し、個別支援計画に個々の障害児の日々の延長支援時間等を記載してください。
延長支援加算の要件は以下のとおりです。

個別支援計画にあらかじめ位置づけている障害児について、発達支援を行う前後の時間帯において、延長支援を行った場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ算定するもの。

延長支援時間は、1時間以上で設定すること。
発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合においては、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定すること。なお、延長支援時間には、送迎時間は含まれないものであること。

29

平日は3時間、学校休業日は5時間を超える支援について、個別支援計画にあらかじめ定め、1時間以上の支援を行ったとき算定できるものです。必ず目を通しておいてください。

⑥基本報酬算定の時間区分（放課後等デイサービス）

延長支援加算の要件の続きです。

・支援の標準的な時間が5時間（平日は3時間）である障害児を通わせることとしていること。

・運営規定で定める休日のサービス提供時間が6時間以上であること（開所時間減算なし）。

・延長支援を行う時間帯に職員を2（延長支援を行う障害児の数が
10 を超える場合にあっては、2に、障害児の数が 10 又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること。このうち1以上は指定通所基準の規定により配置すべき職員（児童発達支援管理含む）を配置していること。

なおサービス提供時間中は、指定通所基準の規定により配置すべき職員を必要人数配置することが必要です。

30

個別支援計画に定めている標準的な支援時間を平日は3時間、学校休業日は5時間になっていることに加え、事業所の学校休業日のサービス提供時間が6時間以上であることも満たしていなければいけません。
サービス提供時間外に延長支援を行う場合の配置すべき職員の数は、法改正前だと1人とされていましたが、2人以上に増えています。ご注意ください。
サービス提供時間中に延長支援を行う場合は、サービス提供時間中に配置すべきとされている基準職員を必ず配置してください。

⑥基本報酬算定の時間区分（つづき）

QA VOL.3

（基本報酬）
問３　個別支援計画において定めた提供時間と実際に支援に要した時間が異なる時間となる場合（計画に定める提供時間が該当する時間区分とは、異なる時間区分となる場合）には、基本報酬の算定の取扱いはどのようになるか。

（答）
○　以下の通り取り扱う。
１．個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際に支援に要した時間が短くなった場合

異なるので注意

①利用者の都合による場合には、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定する。学校の授業が延長した場合や道路渋滞等により通常より送迎に時間を要するなど、事業所に起因しない事情による場合も同様とする。

②事業所の都合による場合には、実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定する。
なお、支援時間は３０分以上とすることを求めているが、①の場合は３０分未満となった場合でも算定可能とする。②の場合は３０分未満となった場合には算定不可とする。

31

個別支援計画に定めた時間に比べて、実際に支援に要した支援時間が短くなった場合の扱いが書かれています。利用者側の都合によるのか、事業所側の都合によるのかによって、算定が変わります。目を通しておいてください。

⑥基本報酬算定の時間区分（つづき）

（前ページのつづき↓）

異なるので注意

2．個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際の支援に要した時間が長くなった場合

・利用者の都合による場合、事業所の都合による場合、いずれにおいても、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定することを基本とする。

・ただし、利用者や学校等の都合により、通常個別支援計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合（例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により３時間になる日が想定される場合等）には、想定される具体的な内容を個別支援計画に定め、必要な体制をとっている場合には算定可能とする。

32

逆に実際に支援に要した支援時間が長くなった場合の扱いも書かれています。目を通しておいてください。

⑥基本報酬算定の時間区分（つづき）

（前ページのつづき↓）

○　なお、個別支援計画において定めた提供時間と実際の支援に要した時間に乖離がある状態が継続する場合（例えば、個別支援計画において定める提供時間を３時間としながら、利用者の都合により実際の支援に要した時間が１時間となることが、１月の利用でみて恒常的に生じている場合）には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。

○　また、実際に支援に要した時間については、日々のサービス提供記録に記録しておくこと。

33

個別支援計画に定めた時間と実際の支援時間が異なっている状況が続く場合について書かれていますので目を通しておいてください。
なお実際に支援に要した時間も記録が必要です。

⑥基本報酬算定の時間区分（つづき）

以下の質問について、本市へ多く寄せられるため補足します。

サービス提供の記録およびサービス提供実績記録票に記載する支援時間は、次のいずれになるのか

①個別支援計画に定める標準時間

②実際に支援に要した時間

（前ページより抜粋↓）

○　また、実際に支援に要した時間については、日々のサービス提供記録に記録しておくこと。

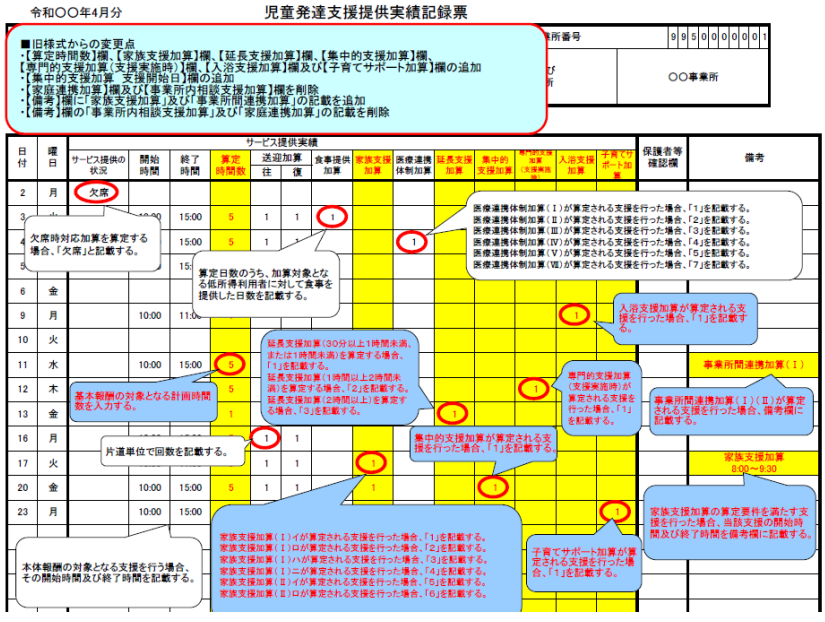
サービス提供記録には、実際に支援に要した時間を記載

34

保管すべき記録について、個別支援計画に定めた時間を記入すべきなのか、実際の支援時間を記入すべきなのか、分からないという質問が多く寄せられています。ここで説明しておきます。
QAによると、まず、サービス提供記録は実際の支援時間を記入することとされています。

⑥基本報酬算定の時間区分（つづき）

（こども家庭庁の記載例）

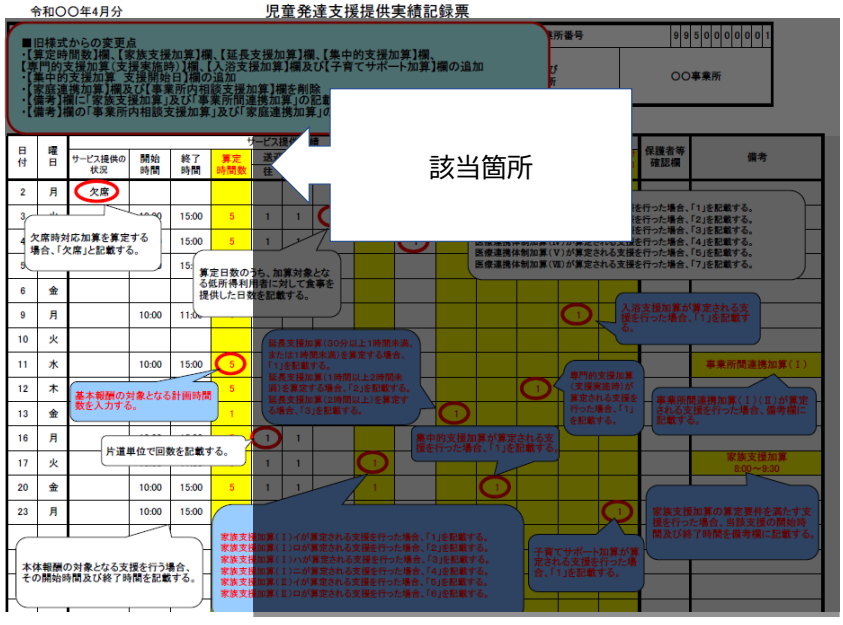


35

次に、サービス提供実績記録票についてこども家庭庁の記載例を見てみましょう。

⑥基本報酬算定の時間区分（つづき）

（こども家庭庁の記載例）



36

サービス提供実績記録票のこのあたりに記載ルールが書かれています。

⑥基本報酬算定の時間区分（つづき）

（こども家庭庁の記載例）



サービス提供実績記録票については以下のとおり記載する

・「算定時間数」には個別支援計画に定める標準時間を記載

・「開始時間」「終了時間」には実際の支援に要した時間を記載

37

記載例によると、算定時間数の欄には個別支援計画に定めた時間を記入することとされています。
一方、開始時間と終了時間には実際の支援時間を記入することとされています。

⑥基本報酬算定の時間区分（つづき）

QA VOL.1

（基本報酬）
問４　個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合、どの時間区分で請求することになるか。

（答）

○　個別支援計画が未作成である場合や、当初利用する予定がなかった日に支援を提供する場合など、個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合には、「30 分以上 1 時間 30 分以下」の時間区分での算定とする。

○　なお、児童発達支援管理責任者が未配置であることにより、個別支援計画の作成や見直しができない場合において、障害児等のアセスメントを行い支援の方針や支援目標、支援内容及びそれを実施するための支援の提供時間を定めた個別支援計画と同様の計画を作成している場合においては、当該支援の提供時間に基づく基本報酬の算定を可能とする。当該計画については、あらかじめ支給決定保護者に説明を行い同意を得ること。
　ただし、この場合においても、個別支援計画の未作成減算が適用されることに留意すること。

38

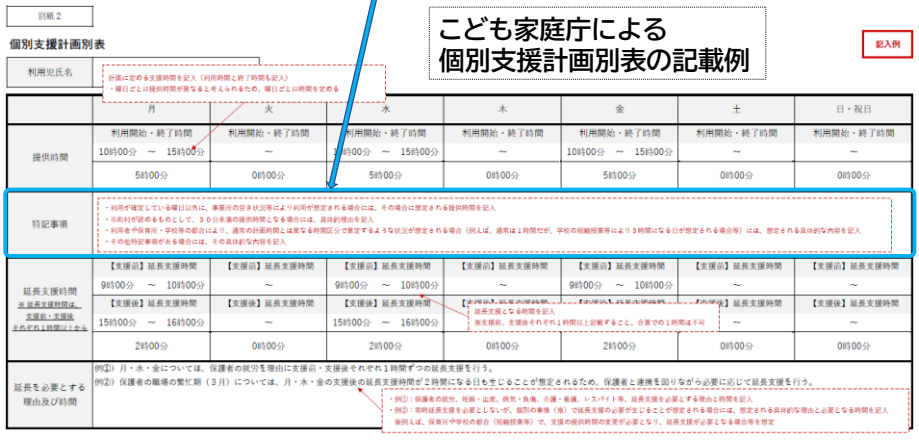
個別支援計画に時間を定めていなかったケースについてです。目を通しておいてください。

⑥基本報酬算定の時間区分（つづき）

（前ページのつづき↓）

○　また、当初利用する予定のない日に支援を提供する場合について、そのような利用の想定及び支援の提供時間について個別支援計画（参考様式における別表の特記事項欄）に記載することにより、当該支援の提供時間に応じた時間区分での算定が可能である。

こども家庭庁による
個別支援計画別表の記載例



別紙２

個別支援計画別表

記入例

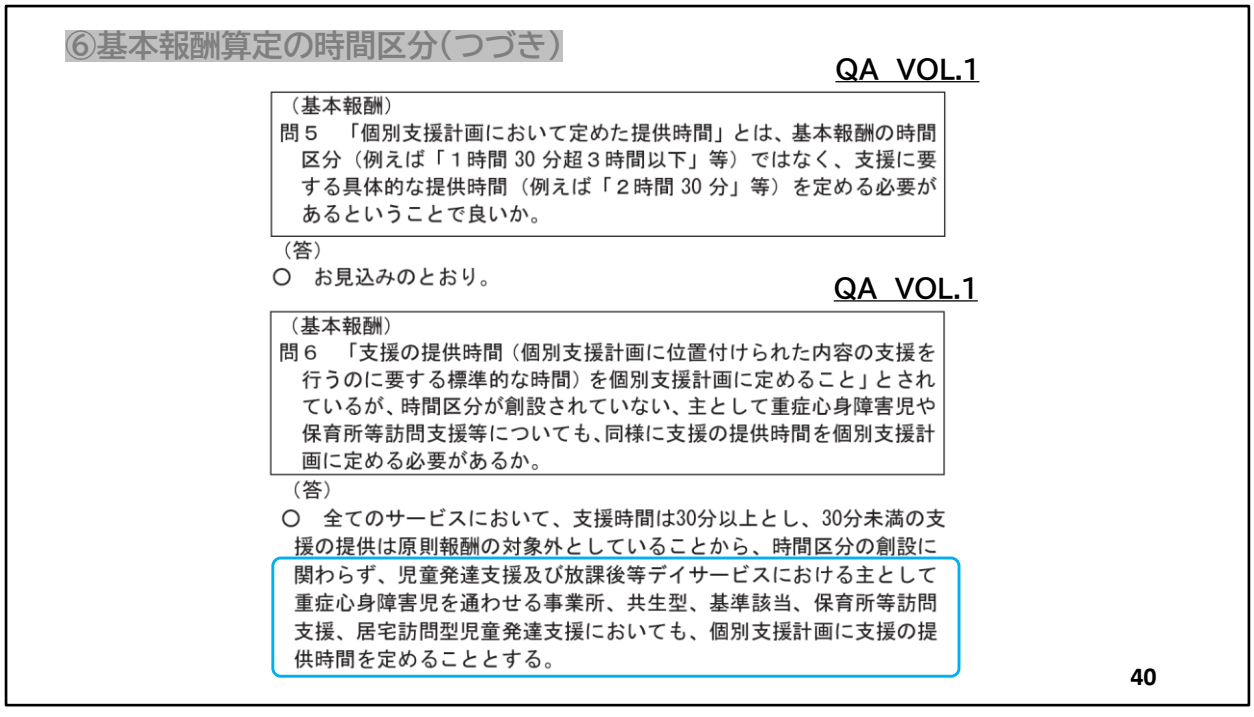
利用児氏名

計画に定める支援時間を記入（利用時間と終了時間を記入）
・曜日ごとに提供時間が異なると考えられるため、曜日ごとに時間を定める

	月	火	水	木	金	土	日・祝日
提供時間	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 ～
	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	0時00分
特記事項	・利用が確定している曜日以外に、事業所の空き状況により利用が想定される場合には、その場合に想定される提供時間を記入 ・市町村が認めるものとして、３０分未満の提供時間となる場合には、具体的理由を記入 ・利用者や保育所・学校等の都合により、通常の計画時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合（例えば、通常は１時間だが、学校の短縮授業等により３時間になる日が想定される場合等）には、想定される具体的な内容を記入 ・その他特記事項がある場合には、その具体的な内容を記入						
延長支援時間 ※延長支援時間は、支援前・支援後それぞれ１時間以上かな	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 ～
	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 延長支援となる時間を記入 ※支援前、支援後それぞれ１時間以上記載すること。合算での１時間は不可	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～
	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	0時00分
延長を必要とする理由及び時間	例①）月・水・金については、保護者の就労を理由に支援前・支援後それぞれ１時間ずつの延長支援を行う。 例②）保護者の職場の繁忙期（３月）については、月・水・金の支援後の延長支援時間が２時間になる日も生じることが想定されるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う。 ・例①：保護者の就労、疾病・出産、病気・負傷、介護・看護、レスパイト等、延長支援を必要とする理由と時間を記入 ・例②：突発延長支援を必要としないが、個別の事情（他）で延長支援の必要が生じることが想定される場合には、想定される具体的な理由と必要となる時間を記入 ※例えば、保育所や学校の都合（短縮授業等）で、支援の提供時間の変更が必要となり、延長支援が必要となる場合等を想定						

39

元々利用する予定のない日に支援を提供するようなケースについてです。こども家庭庁から個別支援計画別表への記載例が示されています。画像が小さいですから、必要に応じ画面拡大してご確認ください。記載例の掲載場所は、最後の方のスライドにも載せています。



そのほか、個別支援計画での標準時間の定めに関するQAがいくつか出ているので、ご確認ください。なお、個別支援計画に定めることは重症心身障害児を通わせる事業所を問わず、またサービスを問わず共通です。ご注意ください。

⑥基本報酬算定の時間区分（つづき）

ここからは、延長支援加算について補足します。

QA VOL.3

（延長支援加算）
問１　個別支援計画に位置付けた支援時間（例：14:00～17:00 の３時間）について、利用者都合により開始時間が遅れた（例：15:00 から利用開始）場合、当初個別支援計画に位置付けていた延長支援（例：17:00～18:00）はどのように取り扱うか。

（答）
○　基本報酬については、利用者都合により計画に定めた提供時間より実際に支援に要した時間が短くなった場合には、計画に定めた提供時間で算定することとしている。

○　そのため、問１の場合には、基本報酬については計画に定めた提供時間で算定することが可能であるとともに、延長支援についても、個別支援計画において定められている時間を基準として、実際に支援に要した時間に基づき算定することが可能である。

41

延長支援加算についても、パターン例のQAがでていますのでいくつか紹介します。内容についてはスライドをよく読みご確認ください。

⑥基本報酬算定の時間区分（つづき）

QA VOL.3

（延長支援加算）
問３　営業時間外においても延長支援加算が算定できるのか（例：９時～16 時が営業時間であるが、８時から９時の１時間延長支援を行った場合に、１時間分の延長支援加算が算定できるのか）。

（答）
○　貴見のとおり。

42

スライドを読みご確認ください。

⑥基本報酬算定の時間区分（つづき）

QA VOL.3

（延長支援加算）
問４　支援時間の前後１時間ずつ延長支援を実施した場合には、実際に支援に要した時間を合計して２時間以上（123 単位）の区分で算定するのか、それとも前１時間（92 単位）・後１時間（92 単位）の両区分をいずれも算定するのか。

（答）

○　延長支援の算定にあたっては、個別支援計画において 1 時間以上の延長支援を設定（支援時間の前後に延長支援を行う場合には、前後いずれも１時間以上で設定）し、必要な体制を設けることとしているが、実際に加算する単位の区分については、実際に要した支援時間を基本としている。

○　そのため、実際に支援に要した時間を合計した２時間以上（123 単位）の区分で算定する。

○　なお、支援時間の前後に延長支援を行う場合において、利用者の都合により、前後の延長支援のうち片方（ないし両方）の延長支援が１時間に満たない場合であっても、実際に支援に要した時間を合計して 30 分以上の延長支援が行われていれば、合計時間が該当する区分での算定が可能である。

43

支援時間の前後両方で延長支援したケースについてです。目を通しておいてください。

⑦欠席時対応加算

QA VOL.3

（延長支援加算）
問２　支援開始前に延長支援を行うことを個別支援計画に位置付けていたが、当該延長支援の途中で利用者都合により帰宅した場合（例：９:00～11:00 を延長支援時間、11:00～17:00 を支援時間としていたが、10:45 に体調不良で急遽帰宅した）、どのように報酬を算定するか。

（答）
○　延長支援加算は、基本報酬が算定される支援が行われたことを前提にその支援時間（５時間（放デイ平日は３時間））を超える延長支援時間を評価するものであるため、基本報酬を算定できない場合に延長支援加算のみを算定することはできない。

○　問２の場合においては、欠席時対応加算の算定を可能とするが、この場合においても、障害児又はその家族等との連絡調整その他相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録すること。

44

欠席時対応加算の説明に入ります。こちらは延長支援加算のQAですが、欠席時対応加算についても触れています。ご確認ください。

⑦欠席時対応加算

留意事項通知より

⑪ 欠席時対応加算の取扱い
通所報酬告示第1の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。
（一）加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。
（二）「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。（中略）

・欠席時対応加算を算定するにあたりあらかじめ本市障害福祉課への届出は不要です。
・相談援助等の内容を必ず記録し、事業所側で保管ください。運営指導等での点検の際に提出を求めることがあります。
記録が保管されていない場合は相談援助未実施とみなし返還を求める場合があることを申し添えます。

45

欠席時対応加算は障害福祉課への事前の届出は不要です。
ただし支援内容が留意事項通知には列挙されています。ご確認ください。運営指導等での点検の際に、これらの支援内容が記録されていること、その記録が保管されていることを確かめます。確かめられなかった場合は返還となる場合があります。

⑦欠席時対応加算（つづき）

・欠席時対応加算を算定する場合、算定日に係る相談援助が必要です。
インフルエンザ等により数日間利用者が欠席し、最初の日のみ相談援助を行った場合に欠席時対応加算を算定できるのは最初の日のみとなります。
仮に数日間、毎日相談援助を行ったのであれば算定は可能です。
ただし算定できる上限回数は決まっており、1月につき4回を限度として算定可能です。

※主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬を算定していると上限回数が異なる場合があります。

46

返還が多い例として、1度の相談援助で複数日について加算を算定してしまうケースがあります。よくご確認ください。

⑧専門的支援実施加算

専門的支援体制加算とは異なります。

留意事項通知より

⑫ 専門的支援実施加算の取扱い
通所報酬告示第1の8の専門的支援実施加算については、理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るため、（中略）
（一）
理学療法士等を1以上配置し、当該理学療法士等が障害児ごとの通所支援計画を踏まえて、その有する専門性に基づく評価及び当該通所支援計画に則った支援であって5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと 。
また、その配置は、単なる配置で差し支えないものであり、指定通所基準の規定により配置すべき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によることも可能であること。

47

欠席時対応加算は以上です。
専門的支援実施加算を説明します。なお、名前がよく似ていますが専門的支援体制加算とは異なるのでご注意ください。
算定する場合は、専門的支援実施計画を必ず作成してください。算定しているのに計画が無かった場合は返還となる場合があります。
また、算定する対象職員の配置の考え方は、児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算のような他の職員配置加算の考え方とは異なります。
目を通しておいてください。

⑧専門的支援実施加算（つづき）

専門的支援実施加算を算定する際は、本市障害福祉課へ事前の届出が必要です。
まだ届出されていない事業所はご提出をお願いします。

＜届出の諸注意＞
・「様式第5号（いわゆる加算届の鑑）」および専門的支援実施加算を算定するための「参考17」をあわせて提出してください。
・「様式5号別紙」体制状況等一覧表には、専門的支援実施加算の算定有無を記載する箇所がありません。したがって提出は不要です。
・専門的支援実施加算を算定する理学療法士等の職員について、資格情報および事業所での配置状況を本市で確認します。
したがって、当該職員が理学療法士等である資格の証明書を提出してください。また、参考様式5勤務形態一覧表を提出してください。

＜算定時の注意＞
・作成された専門的支援実施計画を必ず事業所側で保管ください。運営指導等での点検の際に提出を求めることがあります。
専門的支援実施計画が保管されていない場合は未作成とみなし返還を求める場合があることを申し添えます。

48

専門的支援実施加算は届出が必要です。このスライドに書かれている届出の諸注意をお読みください。

⑨通所自立支援加算

QA VOL.1

（通所自立支援加算）
問 45　職員が付き添う場合、当該職員の乗車料金等を保護者から実費で徴収することは可能か。

（答）
○　職員の乗車料金等について、保護者から徴収することはできない。なお、障害児本人の乗車料金については、利用者側が準備して利用者側が負担の上、支援に当たること。

QA VOL.1

（通所自立支援加算）
問 46　徒歩又は公共交通機関以外の通所手段、例えば自転車で通所する場合にも本加算の算定は可能か。

（答）
○　可能である。通所手段については、障害児の状態や特性、通所経路、地域の交通事情等に応じて、徒歩又は公共交通機関以外の選択肢もあると想定される。ただし、通所手段も含め、安全性を確保した支援とする必要があることに留意すること。

○　なお、本加算は自立した通所に向けた支援への評価であり、例えば、自転車の後部座席に乗せて送迎する場合など、支援の要素が乏しく送迎の要素の強い形態による場合には算定されない。

49

専門的支援実施加算は以上です。通所自立支援加算についてです。
QAをいくつか載せていますので確認いただければと思います。

⑩支援プログラム未公表減算

児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図るため、運営基準（※）において、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）を作成し、公表することが求められることとなった。

1. 目的

支援プログラムの作成及び公表により、事業所における総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図ることを目的とする。

2. 対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

（中略）

50

支援プログラム未公表減算についてです。令和6年4月から新しくできたものです。5領域について計画を作成し、公表するものです。

⑩支援プログラム未公表減算（つづき）

6. 支援プログラムの公表について

令和6年4月１日より、運営基準において、支援プログラムの作成及び公表が求めており、事業所においては、本手引きを参考にしながら、作成に取り組まれたい。支援プログラムの作成後は、事業所のホームページに掲載する等、インターネットの利用その他の方法により広く公表するとともに、公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。

なお、令和7年4月1日以降に、支援プログラムの公表及び都道府県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されるため留意されたい。

支援プログラムの届出は、指定権者である明石市の障害福祉課へ提出いただくことになります。
新規指定日から1か月以内に、支援プログラムを事業所のホームページに公表し、明石市に提出してください。これまでに提出済みの場合は提出不要ですが、サービスを追加し、支援プログラムの内容に変更が生じる場合は提出してください。

明石市の専用フォームに提出してください
https://logoform.jp/f/cSEkK

未公表ですと減算となる場合があることを申し添えます。
必ず公表し本市へ報告ください。

51

公表と届出が実施されていないと減算が適用されます。
新規指定日から1か月以内に、公表を行い明石市に提出してください。サービスを追加した場合も提出が必要です。
提出は明石市の専用フォームに提出してください。
なお、こども家庭庁の手引の文章では「都道府県への届出」となっていますが、
指定権者が明石市である事業所については、届出の提出先は明石市となります。
必ず公表し、障害福祉課への提出をお願いします。

⑪自己評価結果等未公表減算

障害児通所支援事業所については、自己評価結果を毎年公表（更新）する事が義務付けられています。

対象事業所：
①児童発達支援
②放課後等デイサービス
③保育所等訪問支援

※児童発達支援センターも対象です

※令和8年10月以降に新規指定を受けた事業所については、今年度の提出はありません。提出期限を来年度に改めて周知します。

明石市HPの掲載場所はこちらです↓
自己評価結果等公表の取り扱いについて（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援　全事業所対象）
https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai fu ka/jigyousyo-sitei/jidou-20191106-2.html

52

自己評価結果等公表減算についてです。
公表を行い明石市に提出してください。公表や提出方法の詳細については令和8年10月にお送りしているメールのとおりですのでご確認ください。なお保育所等訪問支援、児童発達支援センターも対象です。忘れず実施してください。

⑪自己評価結果等未公表減算（つづき）

提出の手順、必要な様式等の詳細については、先日案内メールでお送りしたとおりです。

ホームページに公開した後、明石市自己評価結果公表専用フォームに入り、設問に対して回答してください。

フォーム回答期限：令和9年2月28日（日）〆切

明石市自己評価結果公表専用フォーム
URL：https://logoform.jp/f/hfoV0
二次元コード→右図

※URL、二次元コードのどちらからでも
入れます。

回答締切を過ぎると未公表とみなされ減算となる場合があることを
申し添えます。必ず締切までに公表を終えて本市へ報告ください。

53

提出は明石市の専用フォームに提出してください。
令和９年２月２８日が障害福祉課への提出期限となっています。こちらのURLまたは二次元コードから提出専用フォームに入れます。必ず締切までに公表を終えて提出してください。
提出されないと減算となる場合があります。

各種QA、指定基準、報酬告示、通知・事務連絡、参考様式等

こども家庭庁の掲載場所をご案内します。

・障害福祉報酬改定・QA
https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku

・サービス提供実績記録票の雛形・記載例、等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000044780.html

54

ポイント説明は以上になります。各スライドにあったこども家庭庁の留意事項通知やQA、記載例、ひな型などを見に行ける場所をお伝えします。
必ず一度は見に行き、目を通しておいてください。

集団指導の説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。